継続雇用制度と選定基準に関する協定書

株式会社 と従業員代表 とは、希望者全員の継続雇用期間終了 後の雇用に対する選定基準および継続雇用全体の取扱方法に関し協定を次のとおり締結 する

- 第1条 定年に引き続き継続雇用を希望する者は、定年予定日の6か月前、更新希望者は 契約期間満了の6か月前までに会社に申し出るものとする。
- 第2条 継続雇用を希望する者について、会社は次に示す特例期間については上限年齢(以下、「希望者全員雇用年齢」という)を設け、全員を1年契約の更新制により嘱託として再雇用する。希望者全員雇用年齢以上満65歳までは第3条の定めによる。

特 例 期 間

希望者全員雇用年齢の上限

平成 25年(2013年)4月1日から28年3月31日まで・・・61歳平成28年(2016年)4月1日から31年3月31日まで・・・62歳平成31年(2019年)4月1日から34年3月31日まで・・・63歳平成34年(2022年)4月1日から37年3月31日まで・・・64歳平成37年(2025年)4月1日以降・・・・・・・・・・・・・・・・65歳

- 2 前項の定めに関わらず、定年到達時点および契約更新時点において、就業規則 第 条(普通解雇)または第 条(一般退職)に該当する事由がある場合 には、会社は再雇用を行わない。
- 第3条 会社は、特例期間における希望者全員の雇用に引き続き、次の各号の基準を満たす者については、1年契約の更新制により嘱託として満65歳まで再雇用する。

健康状態が良好で定年前と同様の就業ができる者。再雇用に当たって会社が必要と認めるときは、会社が指定する医療機関の診断の提出を求めることができる。

過去3年間における勤務状況が、所定労働日数の8割以上出勤している者 過去3年間に就業規則第 条に定める減給以上の懲戒処分を受けていない者 会社が指示する場合は、配置転換または短時間勤務に応じることができる者 勤続期間が 年以上、または相当の経験を有すると会社が認める者

- 第4条 継続雇用希望者に会社は、定年の か月前、更新者は期間満了の か月前までに更新の可否と更新する場合の労働条件を提示する。また、前第3条該当者は前第3条の基準に関する調査事実を本人に開示し、継続雇用の可否と更新する場合の労働条件を提示する。
- 第5条 会社の指示する労働条件に同意した者には労働条件通知書を交付する。

平成 年 月 日

株式会社 代表取締役

印

従業員代表

EП